

随意契約理由書

1 案件名称

男女共同参画センター南部館における中央監視装置修繕

2 契約の相手方

パナソニック L S エンジニアリング株式会社

3 随意契約理由

本工事は、男女共同参画センター南部館に設置している中央監視装置の修繕を行うものである。

当該機器については、パナソニック L S エンジニアリング（株）が製造した製品であり、今回の補修工事を実施するにあたってはパナソニック L S エンジニアリング（株）を通じてのみ入手可能な純正部品、並びに機器に関する知識が必要である。本修繕は非常用発電機の部品を取り替えるものであるが、既設設備本体との調整が不可欠であり、設備全体の調整を行わなければ機能を維持することはできない。

また、男女共同参画センター南部館の業務に影響を及ぼすことなく実施するとともに、当該設備について一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上の理由から、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

市民局ダイバーシティ推進室男女共同参画課（電話番号：06-6208-9156）